

Title	国内市場論の生成：マーケティングの展開に関する一考察(3)(鈴木保良先生退任記念号)
Sub Title	The Emergence of "Home Market" : A Study on the Development of Marketing(A Special Issue to the Memory of Professor Yasura Suzuki)
Author	堀田, 一善(Hotta, Kazuyoshi)
Publisher	
Publication year	1972
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.15, No.3 (1972. 8) ,p.95- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19720830-03958903

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国内市場論の生成

——マーケティングの展開に関する一考察(3)——

堀 田 一 善

前稿においてわれわれは、19世紀前半期におけるアメリカ国内商業の発展の様相を、水路輸送網の発展を媒介として考察した。⁽¹⁾そこで明らかにされたように、当時の国内商業の発展は、とりわけ西漸運動による領土的拡張と、それを契機とする各セクション間の産業的特化が1812年から1814年にかけての第二次米英戦争後、急速に盛り上がった国内改善運動の過程を通じて、若干の側面で利害の対立を内包しつつ、ある種の補完的依存関係を形成したという事情を反映していた。すなわちそれは、当時、木綿工業を中心に国際貿易の面で指導的地位に立っていたイギリス資本主義の射程内で、基本的に農業国として生長せざるを得ず、イギリスとの貿易関係によって根底的に規定されていたアメリカにおける国内市場圏の形成であった。

北東部、南部および西部から成るいわゆる三大セクションの間にみられた補完的依存関係は、オハイオ・ミシシッピ・システム、メキシコ湾岸および大西洋岸の沿岸交易水路、および五大湖・エリー運河などを有力な輸送路として三角交易の形態を示し、ウォーカー報告⁽²⁾およびアンドリュース報告⁽³⁾にみられるように、国内商業の急速な発展をもたらし、かつ地域間分業を一層促進する作用をした。確かに1860年頃に毎年15億ドルにものぼったと推定される国内商業取引の発展は、少なくとも当時の合衆国の内部に、全国的市場の形成を導出する役割を果したと考えることができるであろう。シュミットもこの点について、「…国内商業の急速な興隆は、1812年の第二次米英戦争の終

(1) 拙稿「マーケティング理論の展開に関する一考察(2)：マーケティング問題の発生とその周辺(続)」三田商学研究第14巻第3号、昭和46年、65~96頁。

(2) Report of the Secretary of the Treasury, Dec., 9, 1847, House Executive Document No. 6, p. 22 in E. L. Bogart & D. L. Kemmerer, Economic History of the American People, Longmans, Green & Co., 1951, p. 305; in Emory R. Johnson, T. W. Van Metre, G. G. Huebner, & D. S. Hanchett, History of Domestic and Foreign Commerce of the United States, (2 vols.), Vol. I. p. 250; in George R. Taylor, The Transportation Revolution: 1815~1860, Holt, Rinehart & Winston, Inc., 1951, p. 174, および拙稿「前掲論文」95~96頁参照。

(3) L. D. Andrews, Trade and Commerce of the British North American Colonies and the Trade of the Great Lakes and Rivers [1853], p. 905 in E. L. Bogart & D. L. Kemmerer, op. cit., p. 305; in E. R. Johnson, et. al., op. cit., Vol. I, p. 251; and in G. R. Taylor, op. cit., pp. 174~175, および拙稿「前掲論文」96頁参照。

結と密接に関連しているのであり」、就中「1815年以降の国内商業の急速な拡大は、地域的特化をもたらし、また都市経済を発展させ、それまでヨーロッパに大きく依存していた沿岸商業都市や綿花生産地帯を国内の経済組織に密着させ、アメリカ合衆国が経済的植民地状態から最終的に脱却する端緒を開いた」と評価強調し、さらに続けて「18世紀の末期から19世紀の中頃にかけて、アメリカの一人当たり輸出額をみれば、1791年—1800年の22.83ドルから1841年—1850年の11.27ドルへと半減している⁽⁴⁾として、国内商業の急速な発展にひき比べて外国貿易が相対的にその地位を低落させた様を浮き彫りにし、国内市場の成立を指摘するのである。

しかし、かかる国内商業の急速な発展が、長期的・巨視的に国内市場の成立を促進したとしても、直線的・無矛盾的に国内市場の成立、従ってアメリカの国民経済の自立化につながったと短絡させることはできない。この点を明らかにするためには、19世紀の前半期を通じてイギリスを基軸に編成されていた国際的分業関係の中で工業化を実現しなければならなかったアメリカの市場構造の動態、すなわち局地的市場圏の成立と社会的分業の拡がりと深まりを把握しなければならない。アメリカにおける局地的市場圏の形成とその拡がりは、西漸運動、産業的特化およびそれらと密接に結びついた国内商業の展開過程を通して、19世紀の前半期に認められたところであるが、こうした事実は、反面で地域的分業関係における不均等発展とそれに基く各セクション間の利害の対立を顕著なものにした。そして、こうした利害の対立関係を尖鋭なものにする条件を、一層基本的なところで支えていたものこそが、さきに指摘したように、イギリス資本主義に規定されていた国際貿易関係であった⁽⁵⁾。アメリカ史において、19世紀の前半に特に顕著に現われセクショナリズムの背景には、以上のような条件が少なくとも依存していたのであり、それを内包しつつ展開したかの三角交易も、かかるものとして発現したことが認識されなければならない。

南北戦争に至るまでの間、このセクショナリズムは、典型的には関税法をめぐる自由貿易論と保護貿易論の対立・抗争という形で表出したことは周知の通りである。われわれはこの事実に着目して、19世紀前半期を中心に一連の関税法をめぐるセクショナリズムの対応を通じて、国内市場成立の背景に認められた産業構造とそれに基く諸利害の政策的表出の態様を解明することを試みるであろう。

19世紀のアメリカ関税史は、諸説があって必ずしも定説的類型化はなされていないが、通説的には、(i)1789年から1824年にかけての財政関税期、(ii)1824年から1833年にかけての初期保護関税期、(iii)1833年から1861年にかけての財政関税期、および(iv)1861年以降の保護関税確立期

(4) Louis B. Schmidt, "Internal Commerce and the Development of National Economy before 1860", *Journal of Political Economy*, Vol. 47, Dec., 1939, p. 798.

(5) Guy S. Callender, *Selections from the Economic History of the United States: 1765~1860*, Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley, Bookseller, 1965, p. 274.

と区分されるようである。⁽⁶⁾

概して一国における関税政策は、財政収入を目的とするか、あるいは国内産業の保護という目的から制定され、前者の場合は相対的に低率、後者の場合は相対的に高率の課税率を示すという性格を有するが、上に示されたように、南北戦争に至るまでの19世紀前半期のアメリカの関税政策は、1816年頃までは基本的には財政関税としての性格を濃厚にし、それ以降は、各セクションの利害関係を反映しつつ保護関税と財政関税の間を動搖しながら、南北戦争期の保護関税体制の成立へと結びついていったことができる。

われわれは本稿において、当面、しばしばアメリカにおける保護関税の嚆矢とみなされる1816年関税法の成立までを扱うことにする。⁽⁷⁾

1. 三大セクションの資源的・産業的特色

国内商業の発展、そしてまた国内市場の成立に対して側圧的作用を及ぼしたセクショナリズムと、その政策的表出としての関税法をめぐる各セクションの態度の基底には、異なる資源的・産業的特色、すなわち異なる地域的経済的利益が横たわっていたことはすでに指摘したところである。従って、ここでは、各セクションの関税に対する態度について概観するに際して、それぞれの資源的・産業的特色的把握を試みることから始められなければならないであろう。

(i) 北東部諸州の場合

北東部諸州を特色づける基本的産業は、周知の通り、鉱工業であり商業及び金融業であった。⁽⁸⁾これらの中でも、とりわけ織物業と製鉄・製鋼業および石炭産業が目覚しい発展を遂げた。

アメリカの産業革命を指導する役割を果した北東部(ニューイングランド地方)の木綿工業は、18

(6) 例えば次をみよ; V. S. Clark, *History of Manufactures in the United States*, (3 Vols.), Carnegie Institution of Washington, 1929, Vol. I, p. 283; Edward Stanwood, *American Tariff Controversies in the Nineteenth Century*, (2 Vols.), Houghton Mifflin & Co., 1903, Vol. I, esp., chaps. 3~10, Vol. II, esp., chaps. 11~14; F. W. Taussig, *Tariff History of the United States*, 5th ed., 1903. 他方 U. ラッペソは、1789年の関税法を以って、合衆国における保護政策に理論的支柱を与えたものと規定しつつも、1789年—1807年は保護政策が実行できなかった時期、1807年—1832年を工場制度の確立に作って保護政策の基礎が置かれた時期、1833年—1861年をアメリカ産業資本主義の確立による自由貿易の時期、そして1861年以降を「アメリカ体制の黄金時代」と区分している。cf. Ugo Rabbeno, *The American Commercial Policy: Three Historical Essays*, nd 2 ed., Macmillan & Co., 1895, Second Essay, chaps., 2~6; また佐藤恵一氏は、1789—1815年を財政関税期、1816年—1845年を前半期保護関税期、1846年—1860年を相対的自由貿易期として、南北戦争に至るまでのアメリカ関税史を区分している。佐藤恵一「19世紀前半期アメリカの保護関税政策」『歴史』第34輯、東北史学会、40~53頁参照。

(7) cf. E. Stanwood, op. cit.; U. Rabbeno, op. cit.; F. W. Taussig, op. cit.

世紀末にイギリスから密航してきたサミュエル・スレーター (Samuel Slater) によって設立された機械制木綿工場 (ロード・アイランド型), および 1807 年の出港禁止法に続く貿易制限時代, さらに第二次米英戦争期を通じて商業・海運業の凋落をみたボストン商人達による木綿工業への資本投下を契機として発達した工場制度 (ウォルサム型) によって基礎を置かれ, マサチューセッツおよびロード・アイランド州を中心として 19 世紀初頭より発展をみせ, 1820 年代から 1830 年代にかけて工場制度が確立したといわれる。⁽¹⁰⁾ モントゴメリーが示すところによれば, 1831 年の北東部諸州の木綿工業の工場数, 資本金, 紡錘数, 織機数, 性別労働者数および週当たり平均賃金, および綿布生産高の実態は第一表にみる通りであり, マサチューセッツ, ロード・アイランド, ニュー・ハムプシャー, ⁽¹¹⁾ ペンシルヴェニア, ニューヨークの諸州におけるその発展の顕著であることがわかる。その翌年 1832 年のマクレイン報告によれば, これら当時のアメリカ木綿工業は, ますますニュー・イングランド地方に特化する様相を示し, また, 地域的市場内部での需要を満たしたばかりでなく, 西部や南部に移出され販路の開拓^④が行なわれる段階に達していた。かかる量的発展に加えて, 木綿工業の代表的生産物である糸類および織物類のそれについて, 用途別に相当の分化が現われていたと ⁽¹²⁾ いう質的側面での発展がみられたことも注目に値する事実である。

1830 年代に既に, 最も資本主義的生産の確立した部門として諸工業を先導していたニュー・イングランド地方の木綿工業は, 全米の主要な綿業諸州のうちで, 綿布生産高の約 70%, 紡錘数の 66%

(8) ここで北東部諸州とは, 北カロライナ以北, オハイオおよびケンタッキー以東の諸州をいう。

(9) 北東部諸州の経済的利益という観点からは, 農業も重要な位置を占めており, 19 世紀前半期を通じて北東部諸州に興起した大都市の住民に対する食糧供給という面で, 就中, 酪農, 市場向け野菜の栽培などが中心をなしていたが, やがて質量ともに西部諸州に依存する度合が漸次増大して, 北東部農業の発展は相対的に低下した。cf. Emory R. Johnson, T. W. Van Metre, G. G. Huesbner, & D. S. Hanchett, *History of Domestic and Foreign Commerce of the United States*, (2 Vols.), Burt Franklin, 1915, Vol. I, p. 196.

(10) cf. Melvin T. Copeland, *The Cotton Manufacturing Industry of the United States*, Harvard University Press, 1917, chap. I; Montgomery, "A Practical Detail of the Cotton Manufacture of the United States of America [1840]", pp. 160, 161~162, 185, 188 in Guy S. Callender, *Selections from the Economic History of the United States: 1765~1860, Reprints of Economic Classics*, Augustus M. Kelley, Bookseller, 1965, pp. 469~471; 宮野啓二「南北戦争前夜におけるアメリカ工業」『社会科学研究』第 16 卷第 6 号。

(11) 第一表からは伺うことはできないが, ロード・アイランド型とウォルサム型の木綿工場には明確な差異がありロード・アイランド州で発展した前者では比較的経営規模の小さい工場が多かったのに対し, マサチューセッツ州やニュー・ハムプシャー州で発展した後者では, 紡織兼営で規格品の大量生産を行う大工場が多かった。宮野啓二「前掲論文」157 頁および 170 頁参照。

(12) McLane, *Report on Manufactures in the United States, collected and transmitted to the House of Representatives, in compliance with a resolution of Jan. 19, 1832 (The Secretary of the Treasury, Washington, 1833)* 尚, このマクレインによる「製造工業に関する報告書」のうち, 木綿工業の市場構造, 生産様式および蓄積様式については, 楠井敏朗氏による詳細な分析がある。楠井敏朗「アメリカ産業革命と木綿工業: 19 世紀前半のアメリカ資本主義の構造把握のための一視点」(1), (2), (3), 『社会経済史学』(社会経済史学会), Vol. 33, No. 3, No. 4, Vol. 34, No. 2 参照。

(13) 当時, 比較的発展していたその他の工業として, 皮革・製靴工業, 鉄工業, 機械(主として繊維機械や蒸気機関など) 工業, 食品加工業などを指摘できる。cf. McLane, op. cit.; 楠井敏朗「前掲論文」参照。

国内市場論の生成

第1表 北東部12州における木綿工業 (1831年)

州 名	工場数	資本金 (ドル)	紡錘数	織機数	男子労働者		女子労働者		年少労働者 (12才以下)		綿布年産量 (ヤード)	綿布年産量 (ボンド)	年国綿消費 量(ボンド)
					人数	平均週賃金	人数	平均週賃金	人数	平均週賃金			
メイン	8	765,000	6,500	91	84	\$ 5.50	205	\$ 2.33	...	\$...	1,750,000	525,000	588,500
ニューハム プシャー	40	5,300,000	113,776	3,530	875	6.25	4,090	2.60	60	2.00	29,060,500	7,255,060	7,845,000
ヴァーモント	17	295,500	12,392	352	102	5.00	363	1.84	19	1.40	2,238,400	574,500	760,000
マサチューセッジ	256	12,891,000	339,777	8,981	2,665	7.00	10,678	2.25	79,231,000	21,301,062	24,871,981
ロード・アイ ランド	116	6,262,340	235,753	5,773	1,731	4.25	3,297	2.20	3,472	1.50	37,121,681	9,271,481	10,414,578
コネティカット	94	2,825,000	115,528	2,609	1,399	4.50	2,477	2.20	439	1.50	20,055,500	5,612,000	6,777,209
エニヨーク	112	3,669,500	157,316	3,653	1,374	6.00	3,652	1.90	484	1.40	21,010,920	5,297,713	7,661,670
ニュージャージー	51	2,027,644	62,979	815	2,151	6.00	3,070	1.90	217	1.40	5,133,776	1,877,418	5,832,204
ペンシルベニア	67	3,758,500	120,810	6,301	6,545	6.00	8,351	2.00	21,332,467	4,207,192	7,111,174
デラウェア	10	384,500	24,806	235	697	5.00	676	2.00	5,203,746	1,201,500	1,435,000
メリーランド	23	2,144,000	47,222	1,002	824	3.87	1,793	1.91	7,649,000	2,224,000	3,008,000
ヴェージニア	7	290,000	9,844	91	143	2.73	275	1.58	675,000	168,000	1,152,000
計	801	40,612,984	1,246,703	33,433	18,590	—	38,927	—	4,691	—	230,461,990	59,514,926	77,457,316

Source: Montgomery, A Practical Detail of the Cotton Manufacture of the United States of America [1840], pp. 160, 161~162, 185, 188, in G. S. Callender, op. cit., pp. 469, 470 より作成。

を占め、1860年のセンサスでは、全国比で投下資本の70%，紡錘数の73%，機械織機の73%，労働者数の66%，⁽¹⁴⁾生産額の68%を占めていた。

木綿工業の発展におけるこのような地域的不均等性は、19世紀の前半を一貫して特色づけるものであるが、かかる傾向は、北東部諸州のうちでも特にニュー・イングランド地方の農業を相対的に衰退せしめる結果となった。しかしペンシルヴェニアでは、1840年当時の全国穀物生産額の33%を占めていたことからも窺われるよう農業も重要な地位を占めていた。⁽¹⁵⁾同州の製造業についてみれば、かかる穀物生産と結びついた製粉業などの食品加工業、全国の銑鉄生産額の70%を占めていた⁽¹⁶⁾製鉄・鉄工業、織維工業などが発達していた。

かかる諸産業は、しかしながら、一部を除いてその原材料のほとんど大半を当該セクションの外部に依存していたのである、この事実が、北東部と他のセクションとの間にみられたあの大規模な商業取引の行われた事情の一端を説明するのである。すなわち織物業についてみれば、その主要原料である綿花および羊毛は、殆んどすべて南部および西部に依存し、⁽¹⁷⁾製鉄・鉄工業の原料である鉄鉱石は、スペリオル湖の西端周辺のミネソタ州やウイスコンシン州の鉱山を主要供給源として、そこから毎年数百万トンにのぼる鉄鉱石が、五大湖や鉄道を通じてペンシルヴェニア州やニュー・ヨーク州の製鉄工場へ輸送された。⁽¹⁸⁾他方、これら諸産業の主要な生産物である作業用道具、機械類、鉄製品、織布、衣類などが、北東部ばかりでなく、南部や西部の諸州にも広く市場を求めて進出していったことは既に指摘した通りである。

こうした原料 - 完成品という補完的取引が北東部における商業取引の一面を特色づけるものであるが、それは同時にセクション間の地域的分業関係に強く規定されたものでもあった。北東部が南部や西部の間に維持していた商業取引において石炭も大きな比重を占めていた。ジョンソンその他によれば、当時合衆国で採掘された石炭の総トン数のうち、半分以上がペンシルヴェニア州を中心とするこのセクションに産出し、大量の無煙炭および瀝青炭が、湖水によって、あるいは鉄道を利用してミシシッピ河以東の中西部諸州に出荷されたし、またオハイオ・ミシシッピ・システムを平

(14) ニュー・イングランド地方の木綿工業一経営当たりの平均投下資本額、紡錘数、労働者数、生産額を全国平均と比較すると、全国平均がそれぞれ9.8万ドル、4700錘、111人、10.5万ドルであったのに対し、ニュー・イングランド地方ではそれぞれ12万ドル、6700錘、142人、14万ドルであった。“Manufactures of the United States in 1860,” compiled from the original returns of the 8th Census, under the direction of the Secretary of the Interior, Washington, 1865, 宮野啓二「前掲論文」157頁、170頁。

(15) 拙稿「前掲論文」参照。

(16) ニュー・イングランド以外の北東部の織維工業（木綿工業）の様相は、「全国の投下資本額及び労働者数の19%，生産額の23%を占め」ペンシルヴェニア及びニュー・ヨークをその主生産地としていた。それらの木綿工場の経営規模は、「ニュー・イングランドに比べやや小規模で、一経営当たり労働者数85人、紡錘数3,000錘、年間生産額は7.8万ドル」であった。（宮野啓二「前掲論文」参照。）

(17) 拙稿「前掲論文」85~95頁。

(18) E. R. Johnson, et. al., op cit., Vol. I, pp. 195~196.

底船によって南下した。⁽¹⁹⁾ 最大の石炭産出州であったペンシルヴェニアでは、特に1840年代の石炭炉の導入とともに製鉄・鉄工業が著しい発展を示し、その中心地となつたことは周知の通りである。

かかる資源的産業的特色は、さらに地理的条件も加わって、商業取引の拠点としての港湾都市の興起を早くから刺激した。穀物、綿花、果実、家畜その他大量の農産物および若干の工業製品が、内陸部から北東部大西洋岸の港湾都市へ向って流れ、そこから主としてヨーロッパ諸国へ輸出された。それら港湾都市のうちでもニュー・ヨークは、既に前稿で指摘したごとく、従前の指導的貿易港であった南部のニュー・オルリーンズを遙かに凌ぐ発展をみせ、合衆国の輸出商業取引の1/3、⁽²⁰⁾ 輸入商業取引の3/5を扱うに至った。

(ii) 南部諸州の場合

南部諸州は、いうまでもなく綿花栽培をその主要産業とし、それが合衆国の国内商業に大きな影響を与えたことは周知のところである。長い間「綿花王国」として、北部、特にニュー・イングランド地方や中部諸州の織物産業の発展を支えると共に、輸出においても支配的品目としての地位を保ってきた。19世紀の前半には主として沿岸航行の船舶によって、また1850年代の中半以降は鉄道によても、大量の綿花が北部大西洋沿岸諸州の港湾商業都市へ送られていた、勿論、それ以上の量の綿花がメキシコ湾岸および南部大西洋岸の港湾商業都市に集積され、外国貿易に向かっていたことはいうまでもない。⁽²¹⁾ 南部諸州はまた、木材生産においても極要なる地位を占め、北カロライナ州からテキサス州にかけての大西洋・メキシコ湾沿いの黄色松地帯及びその北に拡がる堅木林は、製材産業を興起せしめ、船舶用建材などを中心に北東部諸州へも大量の木材を供給した。

かくして南部は、主として綿花を中心として森林生産物、フロリダ州の果実、ルイジアナ州の砂糖、北カロライナ及びテネシー両州の煙草、テキサス州の家畜など、農業生産をその産業構造の支柱としていた。

かかる南部の産業構造は、1840年についてみると、有業人口において90%以上、総生産額にお

(19) Ibid., p. 196.

(20) 北東部の港湾商業都市のうち、外国貿易、従って国内商業取引においても、支配的地位を占めたのは、ニュー・ヨークの他にボルティモア・ボストン、およびフィラデルフィアの諸都市であった。後者の三都市は合衆国の輸出商業取引の1/6、ニュー・ヨークを含めた4都市で1/2を扱い、輸入商業取引については、全体の3/4がこれら4都市で行なわれていた。(Ibid.)

(21) Joseph Nimmo, Report on the Internal Commerce of the United States [1879], pp. 122, 128, quoted in L. B. Schmidt, "Internal Commerce and the Development of National Economy before 1860," Journal of Political Economy, Vol. 47, Dec., 1939, p. 807n. また拙稿「前掲論文」86頁参照。

(22) しかし南部の港湾商業都市の流通センターとしての役割は、1850年代に鉄道輸送の発展に伴うオハイオ・ミシシッピ・システムの急激な衰退につれて、急速に凋落した。cf. Frank H. Dixon. A Traffic History of the Mississippi River System, Document No. 11, National Waterways Commission, Washington, Government Printing Office, Dec., 1909.

いて 80% 以上を農業が占め、工業生産額が僅かに 8% にすぎないという事実、従ってこれを反映して都市人口は、北東部での 37.5% に対して、4.7% の比率を占めているにすぎず、州総人口に占める工業人口も 1~2% 程度にすぎないという事実が示すように、⁽²³⁾ 工業化の遅れを如実に示している。⁽²⁴⁾ 1840 年の第 6 回センサスの分析を通じて、工業人口が少ない上、農業人口との比率が圧倒的に低い州に数えられる北カロライナ、南カロライナ、ジョージア、アラバマ、ミシシッピ、ルイジアナ、テネシー、ケンタッキーなどは南部の奴隸州の殆んどを含むものであり、それをみても上述の工業化の遅れが、南部全体についてみられたものであることがわかるであろう。このような南部の工業化、従って社会的分業の成立を阻害遅延せしめたものこそ、南部国有の性格、すなわち農業、就中奴隸制度に支えられた綿花栽培を中心とするモノカルチュアであったことは、周知のところである。⁽²⁵⁾ 南部は、いわば綿花の利害によって殆んど一元的に規定され、そしてその故に外部の市場に対する依存性を強化しつつ、翻って一層モノカルチュアを固定的にさせる傾向があったことを指摘することができるであろう。

(iii) 西部諸州の場合

合衆国を形成する第三のセクション西部は、もっとも広大であり、それ故に資源的・産業的特色を一括して指摘することは、しばしば困難である。従って、ここでは便宣上、この西部セクションを五大湖周辺の中央部、ロッキー山脈周辺、および太平洋沿岸諸州の三つの部分に分けて検討することにする。

さて、中央部の指導的産業は農業および牧畜であったが、同地方は五大湖、オハイオ州、ミシシッピ河、ミズーリ川などの水路輸送網に恵まれ、それら水系に沿った大都市=第一次市場で、かかる生産物の蒐集・分散が行われた。これら農産物の商業取引は、前稿でみた如く、合衆国の国内商業取引において一つの特色をなしており、就中北東部諸州との間の輸送が国内商業取引総額のうちで大きな割合を示していた。

他方、こうした農業生産の発展は、市場との関係において、また卸売市場や小売市場へ向けて生鮮食料品を供給する際の技術的問題との関係において、食肉缶詰、バターおよびチーズなどの製造業の発展を促したのみならず、農器具製造業などの発展をも刺激した。また、イリノイおよびインディアナ両州の炭田およびスペリオル湖周の大規模な鉄鉱床を有し、シカゴを中心に製鉄・鉄工業の発展をみたことは周知の通りである。オハイオ州でも金属・機械工業、木綿および羊毛工業、

(23) 楠井敏朗「アメリカ産業革命と産業構造—1840 年合衆国第 6 回センサスの分析を中心として—」『土地制度史学』第 33 号、1966 年 10 月、38 頁。

(24) G. Tucker, *Progress of the United States in Population & Wealth*, 1843, pp. 137, 155, 195.

(25) 本田創造「アメリカ南部奴隸制社会の経済構造」第 3 章、第 4 章参照。

皮革工業，酒造業，食肉工業などが発展し，1850年には，鉱工業生産額が6,265万ドルに達して全国第4位の工業州に成長していた。⁽²⁶⁾

モンタナ，アイダホ，ワイオミング，ネヴァダ，ユタ，コロラド，アリゾナおよびニュー・メキシコの諸州より成るロッキー山脈周辺地帯は，羊毛および家畜生産を主たる産業としており，特に羊毛生産は合衆国の生産高の1/2以上にのぼり，北東部諸州の羊毛工業の主要な原料供給源であった。またこの地帯は，瀝青炭，金，銀，銅，鉄鉱石など鉱物資源に恵まれ，1910年のセンサスによれば，瀝青炭の生産額では，コロラド州が第6位，ワイオミング州が第11位を占め，さらに銅の生産においては合衆国の生産量の2/3がモンタナ，アリゾナおよびユタの3州で採掘された。⁽²⁷⁾

西部セクションを構成する第三の地帯である太平洋沿岸諸州も，基本的には，小麦，大麦，家畜，甜菜糖，果実，木材など農業生産物を基礎とし，従ってロッキー山脈周辺諸州と同様，工業製品の大半を中央部諸州や北東部諸州から手にしていた。そして，これら諸州の生産物の大半は，東部に市場を見い出していた。

以上の諸点からもわかるように，西部セクションは農業を主要な基盤として成り立っていた。しかし，同じく農業を基盤にすることはいえ，西部セクションとモノカルチュア南部とは，異質の産業構造をもっていた。そのような異質性の主たるもののは，第一に，綿花を主とする南部の農産物が，外国市場にその販路の大部分を依存し，従って，輸出貿易に大きく依存する性格をもっていたのに對し，独立自営農民による西部の農産物は，輸出品目としても重要な地位は占めていたが，国内市場に依存する性格が強く，その意味で，工業化による都市経済の発展と利害を共通する側面をもっていた。ティラーによれば，西部の農産物のうちで最大の輸出品目は，小麦であったが，その小麦さえ，1840年から1860年にかけて，合衆国小麦生産高の約10%が輸出されたにすぎず，綿花がその間に70~80%も輸出されていたことと著しい対照を示していた。⁽²⁸⁾ 第二に，国内市場の生成と展開というわれわれの課題からみて一層重要な点は，南部のモノカルチュアが奴隸制度に基づく綿花の利害に指導されて，むしろ工業化を阻害する傾向を帶びており，社会的分業にもとづく内部市場の発展=自給的再生産圈の拡がりと深まりを抑圧する作用をしていたのに対し，西部は，同じく農業に立脚するとはいえ，オハイオ州やイリノイ州に典型的にみられるように，内部的に工業化を推進し，都市経済を中心とする局地的市場圈を形成していたということである。

(26) cf. E. R. Johnson, et., al., op. cit., Vol. I, pp. 198~199; 小林袈裟治「アメリカ合衆国における工業経営の發展に関する一考察—シンシナチの場合」『経済学論集』(竜谷大学) 第2巻第1号参照。

(27) E. R. Johnson, et., al., op. cit., Vol. I, p. 199.

(28) George R. Taylor, "The National Economy before and after the Civil War," D. T. Gilchrist & W. D. Lewis (eds.) Economic Change in the Civil War Era, p. 11.

2. 関税に対する各セクションの態度 —概観—

以上みてきたように、合衆国の三大セクションは、それぞれ特色のある資源的・産業的構造を示していた。それを大雑把に類型化すれば、工業化がもっとも進行し社会的分業にもとづく内部市場の発展が確立しつつあった北東部、共に農業を基軸しながらも、一方では、益々奴隸制プランテーションによるモノカルチュアと外国市場依存の傾向を強化していった南部、他方では、国内市場に大きく依存し、自らの内部で工業化と社会的分業の拡がりと深まりを進展させつつあった西部、と区分することができるであろう。そして、このような異なる性格の産業構造を有するそれぞれのセクションは、従って固有の政策志向をもっていた。アメリカの産業革命期を通じて展開された関税論争の背景にあった国内市場の政策的創出をめぐる論議は、それを示すものである。そこで以下、この問題を検討するに当って、19世紀前半期を通じて三大セクションが、基本的にいかなる態度を取ったのかを概観しておこう。

ニュー・イングランド地方の関税に対する態度は、この時期を通じて、保護貿易論と自由貿易論に二分される傾向があった。この地方は、従前より商業および海運業を主要な富の源泉にしており、これらは主として、南部および西部の生産物を外国市場へ輸出し、工業製品を輸入することによるものであったから、保護的性格の強い関税は国際貿易を減少させるとして、商業都市を中心にそれに反対する強い勢力が存在した。他方、ニューヨーク、ニュージャージーおよびペンシルヴェニアというような工業化された諸州では、先進資本主義国イギリスの攻勢から国内の幼弱な工業を保護しようとする政策を強く支持する声があった。就中、製鉄・鉄工業が、合衆国の銑鉄総生産額の54%を占めていたペンシルヴェニアでは、保護主義に対して極めて強い支持を与えていた。⁽²⁹⁾

かかる産業構造を反映して、ニュー・イングランド地方および北東部では、商業上の利害が比較的強く現われた1820年代中半までは、自由貿易への傾向が強く、1824年の関税法案に対して同地方選出の下院議員のうち、反対票を投じたものが23名であったのに対し、賛成票を投じたものは僅かに15名であった。⁽³⁰⁾その後製造業の利害が優先するようになって、1828年から一時期、保護貿易支持が強く表明されたが、それ以後、保護政策が不必要とみなされたり、あるいは商業の相対的重要性が高まったりして保護政策に対する支持が減退し、1857年の関税法案に対しては、同地方選出の下院議員のうち、税率低下に賛成票を投じたもの18名に対し、税率低下反対の票を投じたものは、

(29) 宮野啓二「南北戦争前夜におけるアメリカ工業」『社会科学研究』第16卷第6号、159、173~174頁。

(30) Guy S. Callender, Selections from the Economic History of the United States: 1765~1860, Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley, Bookseller, New York, 1965, p. 489.

僅かに9名であった。⁽³¹⁾かかる自由貿易へ向う傾向は、しかしながら、単に商業の利害の優先ばかりではなかった。例えば、ニュー・イングランドの木綿工業は、1820年代頃までは、確かに保護政策を求める勢力の一つを代表していたが、第2表にもみられるように、1830年代に入ると主力製品であった粗綿布に関しては国際的にも略々競争力を有するに至ったと考えられる。その結果、1850年代に入ると、保護政策よりも自由貿易支持の傾向をさえ示したという事実は、注目に値するものである。⁽³²⁾

第2表 木綿製品の輸出入 (1821—1860)

(年平均価額 千ドル)

	総額		粗綿布		彩色布		ニット品		他	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
1821—30	9,200	1,200*	2,900	920*	5,300	80	500	...	500	170*
31—40	11,600	2,520	2,100	2,060	7,500	310	1,000	...	1,000	150
41—50	13,700	3,960	1,700	3,180	8,800	420	1,200	...	2,100	360
51—60	26,600	7,310	...	3,740	...	1,830	2,800	...	6,000	1,740

出典: M. T. Copeland, op. cit., pp. 14, 15 より作成

* 1826年—1830年の年平均価額。

中部諸州および西部はともに農業を基本とし、1840年頃まではほぼ共通の利害に導かれ、関税に對しても同じような態度を示した。⁽³³⁾余剰農産物を抱えるこれらの地域にとっては、市場の存否が主

第3表 19世紀前半期主要関税法の下院表決

	1816年法		1824年法		1828年法		1832年法		1833年法		1846年法		1857年法*	
	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否
ニュー・イングランド地方	17	10	15	23	16	23	17	17	10	28	9	19	18	9
中部諸州	44	10	60	15	57	11	52	18	24	47	18	44	24	28
南部諸州	23	34	1	57	3	50	27	27	75	2	29	10	53	0
西部諸州	4	0	31	7	29	10	36	3	10	8	58	20	21	35
計	88	54	107	102	105	94	132	65	119	85	114	93	116	72

出典: Harry J. Carman, Social & Economic History of the United States, Vol. II; The Rise of Industrialism 1820~1875, pp. 30, 33, 39, 43, 45, 47.

* G. S. Callender, The Economic History of the United States: 1765~1860, p. 490,

(31) Ibid., 尚、この時期を通じてニュー・イングランドの利害の方向は、マサチューセッツ州の動向によって規定されたという。鹿野忠生「19世紀中葉におけるアメリカの関税論争とニュー・イングランドの立場」『土地制度史学』第54号、1972年1月、参照。

(32) Melvin T. Copeland, The Cotton Manufacturing Industry of the United States, 1917, Reprints of Economic classics, Augustus M. Kelley, 1966, pp. 14~15.

(33) G. S. Callender, op. cit.

たる関心事であり、外国市場が極めて変動的であって當時安定性に欠けているとすれば、それに代る国内市場の形成が重要な課題であった。そのため、これらの地域は、製造業の確立による都市経済の成長を求める強い政策的志向を有し、北東部およびニュー・イングランド地方の利害と一面で通じるものがあった。かかる保護政策的志向は、連邦政府による支援のもとに国内改善運動を展開し、かつ保護関税によってそのための財源を得ると共に国内産業の保護育成を目指すことを説いたあの H. クレイの「アメリカ体制」論⁽³⁴⁾に強く影響を受け、1824 年の関税法に対してこれらのセクションは圧倒的な支持を与えた。(第 3 表参照。)

この国内改善によって、西部農産物は北東部の工業都市と強く結びつくことになり、両セクションの間に大きな商業取引が展開されたことは既に前稿で明らかにした。しかし他方では、農産物市場としてのモノカルチュア南部の発展につれて、西部における保護政策の感情に衰えがみえ始め、英國穀物条令の廃止も手伝って、1846 年法⁽³⁵⁾に対しては西部は南部と結んで保護政策反対 = 低率関税支持の立場に立って同年の相対的低関税政策の実現に寄与した。

綿花、煙草および砂糖の栽培に特化していた南部は、他の諸地域に比して内部的な利害の対立は極めて少なく殆んど利害が一元的であったことから、一貫して保護政策反対、自由貿易支持の立場にあった。かれらの基本的思考は、保護政策が自らのセクションに何らの利益をもたらすものでなく、それどころか、むしろ南部に経済的犠牲を強いるものであるというものであった。とはいっても初期には南部の農本主義者の中にも、製造業者を自分達の側に置くことによって全体としての国家を維持し、かつヨーロッパの戦乱から自らを守ることを期待して保護政策に理解を示そうとするものもあった。⁽³⁶⁾ 1816 年法の表決に際しての南部の投票結果は、あるいはこのような考え方を反映したものであったかもしれない。

(34) Henry Clay, "The American System", Annals of Congress, 1823~1824 (Washington, 1856); アメリカ学会訳編「原典アメリカ史」第 3 卷, 405~409 頁。

(35) 19 世紀前半期主要関税法の下院表決については、地域別賛否の票数が必ずしも論者によって一致していない。それは、主として、中部諸州、南部諸州および西部諸州をどのように区切るか、その区切り方に由来するものようである。ここでは、一連の関税法案に対して各地域がいかなる対応を示したか、その大筋を知ることができれば良いので、ハリー・カーマンの数値によった、しかしカーマンに示されていない 1857 年法については、カレンダーによった。cf. Harry J. Carman, Social and Economic History of the United States, (2 Vols.) Vol. II; The Rise of Industrialism: 1820~1875, D. C. Heath & Co., 1934, Reprinted by Johnson Reprint Corporation, 1968, pp. 30, 33, 39, 43, 45, 47; G. S. Callender, op. cit., p. 490.

(36) E. L. Bogart & D. L. Kemmerer, Economic History of the American People, Longmans, Green & Co. 1951, pp. 359~60; G. S. Callender, op. cit., p. 489. 尚、英國が穀物条令を撤廃するに際して、合衆国がある種の政策的呼応を保証していたことが、当時の財務長官ウォーカー (Robert J. Walker) の年次報告書において窺われる。cf. Edward Stanwood, American Tariff Controversies in the Nineteenth Century, 2 Vols., Houghton, Mifflin & Co., 1903, Vol. 2, chap. 12, esp., pp. 45~57. この英國穀物条令撤廃とウォーカー関税法の関連については、佐藤恵一「ウォーカー関税法の成立と展開」『土地制度史学』第 46 号 1970 年参照。

(37) G. S. Callender, op. cit., p. 489.

しかし、こうした保護政策に対する南部の態度は、必要とする工業製品を輸入ないし移入しなければならないという特有の事情によって、やがてこの政策に反対する立場へ変化する。⁽³⁸⁾ というもの、保護関税は、英國から輸入される工業製品は勿論のこと、保護関税に支えられた国内工業製品に対しても相対的に高い価格を保証することを結果し、従って、綿花、煙草、砂糖を海外へ販売することによって得る南部の所得が、実質的に減少することを意味したからである。さらに、南部における製造工業の発展が奴隸制度という阻害要因の存在によって不可能であったこと、また英國産工業製品に対する高課税が、英國による南部産綿花への報復課税や米国綿の排斥を誘発しかねないという危惧なども、南部に自由貿易論を強調させた原因となっていた。⁽³⁹⁾

1816年以降、結束せる南部は、保護関税政策に強硬な反対を主張したことは、第3表からもみられるところである。就中、1824年、1828年の高率保護関税以降、関税問題をめぐる対立は激化し、地域的にも明瞭に分割されて、一層抗争の様相を帯びるに至った。⁽⁴⁰⁾

各セクションが保護関税政策に対して、いかなる基本的態

第4表 平均課税率(1789—1861)

1789 年關稅法	5%
1816 年 "	20
1818 年 "	25
1824 年 "	40
1828 年 "	44
1832 年 "	40
1833 年 "	20%まで漸減
1842 年 "	40
1846 年 "	35
1857 年 "	30
1861 年 "	35

出典: E. L. Bogart & D. L. Kemmerer,
op. cit., p. 358.

(38) この間 1816 年から 1820 年の間に保護貿易運動の性格上の変化がみられた。cf. F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 8th ed., 1931, reprinted 1967 by August M. Melley, p. 73.

(39) Ibid. またタウシッグによれば、このような南部の自由貿易論の基底には、1820年のミズーリ協定をめぐる斗争を通じて、自由貿易と奴隸制度の関係を識るようになったであろうことも指摘できる。この点は、ホーフスタッターにもみられる。Ibid.; Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and The Men Who made it*, Vintage Book ed., 1957. 田口富久治・泉昌一訳「アメリカの政治的伝統—その形成者たち」(全二冊)岩波現代叢書, 1959年, 第 I 卷第 4 章参照。

(40) 南部では、南カロライナ州を先頭に、しばしば、経済恐慌の原因を関税政策に求めて執拗に攻撃した。たとえば、当時、J. C. カルフーンは、1837年の恐慌を 1833 年の妥協関税が依然として高すぎたという理由に帰し、それによる莫大な歳入と剩余の蓄積が、通貨膨張・投機を呼び、結局恐慌につながったと攻撃した。かかる見解は自由貿易論者に共通するものであって、かれらの多くは、1846年の相対的に低率の関税法の制定以来、1860年に至る間 — その間 1857 年にはさらに税率が下げられている — 非常な繁栄の時代を経験していることからみて、1837 年及び 1839 年の恐慌は、1833 年の妥協関税によって誘発されたものであると主張した。しかしながら、保護貿易論者も、全く逆の立場から、同様の主張をする。つまり、かれらによれば、1837 年及び 1839 年の恐慌の原因は、1833 年の妥協関税による課税率低下にあるのであり、1842 年の高率関税は、好景気を回復せしめたが 1846 年の相対的低率関税は、再び不景気をもたらし、かつ 1857 年の恐慌は同年の関税法によって促進されたという。ところで 1837 年及び 1839 年の恐慌は、銀行問題、ジャクソン政府の財政上の失敗、通貨膨張、過度の投機、不健全な信用の膨張などによって生じたものであるが、これが関税問題と結びつけられて論じられるのは、H. C. ケアリー (Henry C. Carey) の保護貿易論によるところが大であるという。cf. F. W. Taussig, op. cit., pp. 116~117. 尚、ケアリーの保護貿易論の詳細については、Ugo Rabbino, *American Commercial Policy: Three Historical Essays*, 2nd ed., Macmillan & Co., 1895, 3rd Essay, chap. 3, pp. 355~383; 宮野啓二「H. C. ケアリーの保護貿易論—『アメリカ体制』の研究—」(1), (2), (3), 『経済学季報』(立正大学), 第 19 卷第 1 号, 第 2 号及び第 4 号参照。

度をとったかは、上述したところにより概観できるであろう。19世紀前半期の各関税法における平均課税率を示せば、第4表の通りであり、1816年以後急速に保護的性格を強めるが、1833年の妥協関税を境に相対的自由貿易期を迎える。しかしその税率からみて、アメリカにおける保護関税は既に定着していたことがわかる。以下においては、主として各関税法の成立の背景とその内容を中心に、国内市場成立の条件を探ることを課題とする。しかし本稿においては、すでに指摘したごとく、保護関税法の嚆矢とみなされる1816年法までを扱う。

3. 1789年及び1816年の関税法

パリ条約(1783年)によってアメリカは、イギリスから完全に政治的独立を遂げたが、当時のアメリカは、基本的には農業に立脚しており、生産力の面で圧倒的優位性を誇って世界市場を自らの利害のもとに再編しようとするイギリス資本主義の、いはば再生産構造の枠内にとどまれる経済的植民地の状態に置かれていた。このイギリスを中心に封建ヨーロッパ社会の資本主義への移行の過程を通じて、国際的分業の枠組みの中へアメリカは固く組み込まれつつ、独立後のいわゆる「危機の時代」を克服する手引となったのが、周知のハミルトン体制であった。

独立後、イギリスとの通商が再開されるや、綿製品、羊毛製品あるいは金属製品など、機械制工場によって生産された安価にして良質の商品が、農産物と引き換えに大量に流入し、アメリカの幼弱な工業は甚大なる被害を受けた。その反面で、アメリカの海運・貿易商業は、相対的繁栄に浴していた。就中、フランス革命に続くナポレオン戦争は、アメリカの農産物に対するヨーロッパの需要を著増せしめ、⁽⁴¹⁾ 海運・貿易業の発展をもたらした。⁽⁴²⁾ 18世紀末から19世紀初頭にかけての、かかるアメリカ海運・貿易業の発展は、第5表にみる通りである。上に述べた如き工業の不振と商業の相対的繁栄という条件下にあって、独立後間もない連邦政府においては、強力な中央政府を指向する連邦派の理念に照らして、政府機構の組織化とその維持のための財政収入が主要な問題となっていた。⁽⁴³⁾ こうした政府の歳入源として大きな役割を果したのが輸入関税であり、それは当時の合衆国政府の財政的基盤を提供するものであった。⁽⁴⁴⁾ 18世紀末から19世紀初頭にかけての政府歳入源とそ

(41) 「危機の時代」のアメリカへのイギリス製品の流入の様相については、中西弘次「『危機の時代』のアメリカにおける貿易問題について」(1), (2), 『法経済論集』(愛知大学) 40号, 41号参照。

(42) 強力な中央政府を組織し維持するために、陸海軍の維持、国債の償却、その他公務員俸給に要する経費負担が必要とされ、事実、連邦派の時代には、政府費用の約50%が陸海軍に、約30%は公債に当てられ、残りのものが公務員俸給その他の経費に当てられたという。cf. H. U. Faulkner, American Economic History, 8th ed., Harper & Row, Publishers, Inc., 1959, 小原敬士訳「アメリカ経済史」上巻, 204~205頁。

(43) 輸出税は憲法によって禁止されている。cf. E. L. Bogart & D. L. Kemmerer, Economic History of the American People, Longmans, Green & Co., 1951, p. 357; H. U. Faulkner, op. cit., 邦訳「前掲書」上巻, 205頁。

第5表 合衆国の外国貿易 (1790—1815)

年	国産品輸出	再輸出	総輸出	国内消費用輸入	総輸入
1790	\$ 19,666,000	\$ 539,000	\$ 20,205,000	\$ 22,461,000	\$ 23,000,000
1791	18,500,000	512,000	19,012,000	28,688,000	29,200,000
1792	19,000,000	1,753,000	20,753,000	29,747,000	31,500,000
1793	24,000,000	2,110,000	26,110,000	28,990,000	31,100,000
1794	26,500,000	6,526,000	33,026,000	28,074,000	34,600,000
1795	39,500,000	8,490,000	47,990,000	61,267,000	69,756,000
1796	40,764,000	26,300,000	67,064,000	55,136,000	81,436,000
1797	29,850,000	27,000,000	56,850,000	48,379,000	75,379,000
1798	28,527,000	33,000,000	61,527,000	35,552,000	68,552,000
1799	33,142,000	45,523,000	78,665,000	33,546,000	79,069,000
1800	31,841,000	39,130,000	70,971,000	52,122,000	91,253,000
1801	47,473,000	46,642,000	94,115,000	64,721,000	111,364,000
1802	36,708,000	35,775,000	72,483,000	40,558,000	76,333,000
1803	42,206,000	13,594,000	55,800,000	51,073,000	64,666,000
1804	41,467,000	36,232,000	77,699,000	48,768,000	85,000,000
1805	42,387,000	53,179,000	95,566,000	67,421,000	120,600,000
1806	41,253,000	60,283,000	101,536,000	69,127,000	129,410,000
1807	48,700,000	59,643,000	108,343,000	78,856,000	138,500,000
1808	9,433,000	12,997,000	22,430,000	43,993,000	56,990,000
1809	31,406,000	20,797,000	52,203,000	38,602,000	59,400,000
1810	42,366,000	24,391,000	66,757,000	61,009,000	85,400,000
1811	45,294,000	16,022,000	61,316,000	37,377,000	53,400,000
1812	30,032,000	8,495,000	38,527,000	68,535,000	77,030,000
1813	25,008,000	2,847,000	27,855,000	19,157,000	22,005,000
1814	6,782,000	145,000	6,927,000	12,820,000	12,965,000
1815	45,974,000	6,583,000	52,557,000	106,458,000	113,041,000
1816	64,782,000	17,138,000	81,920,000	129,964,000	147,103,000
1817	68,313,000	19,358,000	87,671,000	79,892,000	99,250,000

出典: E. R. Johnson et. al., op. cit., Vol. II, p. 20; C. P. Nettels, *The Emergence of a National Economy: 1775~1815*, p. 396; G. R. Taylor, *The Transportation Revolution*, pp. 444~445; F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, p. 12 fn.

それが如何なる比重を占めていたかについては、第6表にみる通りであり、輸入関税が歳入の殆んどを賄うものであったことがわかるであろう。

アメリカでは、植民地時代から独立直後の時期を通じて、各邦(州)が関税制定の自主権を有していたのであり、マサチューセッツ州やペンシルヴェニア州などが、既に1789年以前から財政収入や産業保護を目的として、保護関税を賦課していたが、⁽⁴⁴⁾ 1789年の憲法制定下の第一回議会で、合衆国最

(44) Emory R. Johnson, T. W. Van Metre, G. G. Huebner, & D. S. Hanchett, *History of Domestic and Foreign Commerce of the United States*, (2 Vols.), Burt Franklin, 1915, Vol. I, pp. 136~138; F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 8th ed., 1931, reprinted 1967 by Augustus M. Kelley, pp. 15~16.

第6表 連邦政府歳入(ドル): 1789~1816

年	関 稅	内国消費税	直 接 税	公有地売却	そ の 他	通常歳入総額
1789~91	4,399,473	10,478	4,409,951
1792	3,443,071	208,943	9,919	3,661,933
93	4,255,306	337,706	21,411	4,614,423
94	4,801,065	274,090	53,278	5,128,433
95	5,588,461	337,755	28,318	5,954,534
96	6,567,988	475,290	...	4,836	1,169,416	8,217,530
97	7,549,650	575,491	...	83,541	399,139	8,607,821
98	7,106,062	644,358	...	11,963	58,193	7,820,576
99	6,610,449	779,136	86,188	7,475,773
1800	9,080,933	809,397	734,224	444	152,712	10,777,710
01	10,750,779	1,048,033	534,343	167,726	345,649	12,846,530
02	12,438,236	621,899	206,566	188,628	1,500,506	14,955,835
03	10,479,418	215,180	71,879	165,676	131,945	11,064,098
04	11,098,565	50,941	50,199	487,527	139,076	11,826,307
05	12,936,487	21,747	21,883	540,194	40,382	13,560,693
06	14,667,698	20,101	55,764	765,246	51,122	15,559,931
07	15,845,522	13,051	34,733	466,163	38,550	16,398,019
08	16,363,550	8,190	19,159	647,939	21,823	17,060,662
09	7,257,507	4,034	7,517	442,252	62,163	7,773,473
10	8,583,309	7,431	12,449	696,549	84,477	9,384,214
11	13,224,623	2,296	7,667	1,040,238	59,211	14,422,634
12	8,958,778	4,903	859	710,428	126,165	9,801,133
13	13,224,623	4,755	3,806	835,655	271,571	14,340,410
14	5,998,772	1,662,985	2,219,497	1,135,971	164,400	11,181,625
15	7,282,942	4,678,059	2,162,673	1,287,959	285,283	15,696,917
16	36,306,875	5,124,708	4,253,635	1,717,985	273,782	47,676,986

出典: U. Rabbeno, *The American Commercial Policy*, 1895, p. 135.

初の統一的な関税法が成立(1789年7月4日)した。これに先立って、13州連合議会は一般関税を5%とし、これに茶、珈琲、砂糖等の商品に対するいくつかの従量税を伴う計画草案を作成していたが、合意成立をみるに至らなかった。この計画草案の失敗を重要な契機として、当時自由貿易を主張したマディソンの提案を軸にして作成されたのが、⁽⁴⁵⁾ 1789年関税法であった。

第一回議会におけるその論議の過程で、ペンシルヴェニア州の代表が「頑強に保護政策を弁護」したこともあり、若干修正の上成立した同法は、その目的を前文で「政府の維持、合衆国国債の償却、および製造工業の育成保護」⁽⁴⁶⁾ にあると規定しているように、その意図ならびに精神において保護主義的ではあったが、実質的にはそのようなものとしての効果はなく、単に必要な歳入を得よう

(45) F. W. Taussig, *op. cit.*, pp. 15~16.

(46) cf. *Ibid.*, p. 13.

(47) Curtis P. Nettels, *The Emergence of a National Economy: 1775~1815, The Economic History of the United States*, Vol. II, Holt, Rinehart & Winston, 1962, p. 109.

とするものであった。⁽⁴⁸⁾

この関税法は、同法で指示された若干の品目に 7.5% から 15% までの従価税が課されたが、他の品目については 5% の関税率を課した。総じて奢侈品に対しては高率の従価税が賦課されたが、15% という最高の課税率の対象とされた品目は、馬車であった。次いで、塗料、火薬、陶・磁器、硝子製品などに 10% の従価税、ブリキ製品、白鉛製品、既製衣服類、刷毛、帽子、鞍、ボタン、家具、紙、錨、棒鉄、圧延鉄、鋳鉄などに 7.5% の従価税が賦課され、輸入品に課された従価税の平均は、⁽⁴⁹⁾ 8.5% であった。また、タウシッジによれば、麻、索条、釘、鉄製品、硝子等の特殊品に対しては、⁽⁵⁰⁾ 国内生産を奨励するという明白な意図のもとに、従量税が課された。⁽⁵¹⁾

1789 年の関税法制定をめぐる論議の過程で、既に産業基盤の相異による利害関係の矛盾が露呈したことでも無視できないことであった。たとえば、糖密に関する従量税 1 ガロン当たり 8 セントの賦課に対して、マサチューセッツ州の代表はラム酒蒸溜業の盛んな同州の糖密輸入は、他州全部を合計したよりも大であり、同州が西インド諸島へ輸出している魚の見返りとして輸入している糖密に、かかる課税を認めることは、必然的に漁業および海運業に対して壊滅的打撃を与えるとして、提案された 1 ガロン当たり 8 セントという税率に強く反対し、⁽⁵²⁾ 1 ガロン当たり 2.5 セントにすることを求めた。またペンシルヴェニアの製鉄工場や製紙工場、ニューヨークやフィラデルフィアの醸造業者、メリーランドの硝子製造業者、ニュー・イングランドの製鉄業者などは、輸入税によってある程度の保護的措置を期待し、また農家の副産物であった釘、靴類、既製服なども課税による援助を受けた。しかし、これらの製品に対する保護政策的効果といえども、5% の一般関税よりも高率であったという点にその根拠が求められるにすぎず、後年の保護関税に比すれば極めて低率であり、1789 年の関税法が前述の通り「その意図および精神において」保護貿易的であったとされる所以である。

1789 年関税法は、その後の財政収入の伸び悩みから、1790 年、1792 年および 1794 年に増税が行われ、⁽⁵³⁾ さらに 1795 年、1797 年、1800 年に部分的改正が行われた。ラッペノによれば、1789 年から 1808 年の間に 12 回にわたる関税法の修正が行われたが、当時の課税率の変化を若干の重要な品目についてみれば第 7 表の通りであった。

これらの関税引上げを伴う変更も、基本的には 1789 年の「温和な政策」が続けられたにすぎず、⁽⁵⁴⁾

(48) H. U. Faulkner, op. cit., 邦訳「前掲書」上巻, 205 頁; F. W. Taussig, op. cit., pp. 14~15; アメリカ学会訳編「原典アメリカ史」第 3巻, 397 頁。

(49) C. P. Nettels, op. cit., pp. 109~110; Ugo Rabbeno, The American Commercial Policy: Three Historical Essays, 2nd ed., Macmillan & Co., 1895, p. 117; F. W. Taussig, op. cit., p. 15.

(50) H. U. Faulkner, op. cit. 邦訳「前掲書」上巻, 205 頁; U. Rabbeno, op. cit.

(51) F. W. Taussig, op. cit., p. 15. しかし、ネットレスによれば、従量税の対象とされたのは、茶、糖密、ワイン、赤砂糖、珈琲、およびココアの 6 品目のみであったという。cf. C. P. Nettels, op. cit., p. 110.

(52) cf. C. P. Nettels, op. cit.

(53) H. U. Faulkner, op. cit., 邦訳「前掲書」上巻, 205 頁; F. W. Taussig, op. cit., p. 16.

(54) U. Rabbeno, op. cit., p. 134; F. W. Taussig, op. cit., p. 16.

第7表 主要品目別従価税率の変化

%

年	鉄	木綿製品	羊毛製品	リンネル類	硝子製品	その他
1789	7.5	5	5	5	10	5
1790～1791	…	7.5	…	…	12.5	…
1792	10	…	7.5	7.5	15	7.5
1794～1795	15	12.5	10	12.5	20	10
1797～1800	…	15	12.5	…	…	12.5
1804～1808	17.5	17.5	15	15	22.5	15

出典: U. Rabbeno, op. cit., p. 134.

保護貿易政策にみるべき進展はなかった。その間、初代財務長官 A. ハミルトンによって、1790年1月4日の「公債に関する報告書」、同年12月3日の「消費税に関する報告書」と「国立銀行に関する報告書」および1791年12月5日の「製造工業に関する報告書」が提出され、就中、国内市場の形成と生産力の発展とを指向する保護関税・貿易論を展開した「製造工業に関する報告書」によって保護関税支持の趨勢が助長されたことは認めることができた。しかし、この著名な報告書も、政策上あるいは立法上、殆んど現実的効果を与えるに至らず、依然として関税政策の基本は、財政収入を主たる目的とする性格のものであった。そのような背景には、ヨーロッパにおける戦争が、アメリカ農産物の市場を拡大し、農業、商業、海運業の利害が国内の幼稚産業保護の思想より優先したという事情があった。いいば中立貿易を通じて繁栄が保障されていた時代であった。そのことは、第5表および第6表によてもみられる如く、貿易額の急伸と関税収入額の増大となって現われた。

しかし、この中立貿易を通じての貿易・海運業の繁栄も、ナポレオンの大陸封鎖令(1806年)、それに対抗するイギリスのフランス逆封鎖を通じて、アメリカの中立貿易に対する干渉が加えられるに至って打撃を受けることになった。かかる事態に直面してアメリカは、中立国通商の阻害と強制服役の廃止を目的として、1807年の出港禁止法の制定、1809年の通商禁止令の制定を行ったが、このような摩擦の解消は、1812年の第二次米英戦争をまたねばならなかった。こうして、いわゆる通商制限時代を迎へ、アメリカの貿易・海運業は急速に衰退した。(第5表および第6表参照。)

かかる通商制限時代を通じて、一方では従来からの通商の道が鎖されて関税収入の激減、従って政府歳入の減少をきたしたが、他方では、この通商の衰退を契機として、これまで輸入に依存していた諸商品を自給する必要に迫られ、「綿製品、毛織物、鉄、硝子、陶器を製造する企業が菌の如く現われた」。⁽⁵⁵⁾ この工業製品自給の必要性は、当時の制限的立法が極端な保護関税としての役割を果

(55) F. W. Taussig, op. cit., pp. 16～17.

⁽⁵⁶⁾ したことと相俟って、国内工業の発展を促進し、工業擁護の思想を強化した。こうした国内工業擁護の思想が、かくして、制限時代を通じてのアメリカ工業の発展という経済的基盤に立って、イギリス資本主義の再生産構造からの自立化を求めるナショナリズムとして醸成されたのである。

1812年の戦争に続くナショナリズムの高揚した時代に、幼稚産業に対する保護主義的な意識が発展し、やがて1816年の関税法において明確な形をとるに至ったのである。特に、制限的時代に急激に発展した木綿工業、羊毛工業などが、戦後の貿易海運業の復活とそれに伴うイギリス工業製品の大量流入によって、その産業的独立の基盤を危うくしているという認識が広汎に存在した。ラッペノおよびスタンウッドによれば、1814年には12,965,000ドルにまで落ち込んでいたアメリカの輸入額が、1815年には113,000,000ドル、1816年には147,000,000ドルに激増した。戦争中に有力な市場を閉ざされていたイギリス製品が、アメリカ市場に氾濫し、まさに独立直後の危機の時代の再来にも等しい状況を呈した。⁽⁵⁷⁾ これら輸入のうち、再輸出されるものは相対的に少量であり、1816年の純輸入額は第5表にもみられる通り、戦前のほぼ倍額に相当していた。⁽⁵⁸⁾ イギリスからの木綿製品の流入は、一方で製品価格を引き下げると共に、原綿に対する国外からの需要の増大によって原綿価格が上昇し、原料高製品安の状態を結果した。又海運業の再興は、通商制限時代にアメリカの工業に投資先を見い出していた資本を再び商業面に向わせることになり、資本面からも製造工業に打撃を与えた。こうして、制限時代に有利な条件下で急速に発展しつつあったアメリカの製造工業は、第二次米英戦争後非常な危機を迎える、閉鎖の止むなきに至ったりあるいは破産したりした工場も少なくなかった。⁽⁵⁹⁾

かかる破滅の危機に直面して、アメリカの製造業者は、議会にその状態を訴え第二次米英戦争の終結による平和が予期に反してもたらした壊滅的打撃から資本を救済することを強く要請し、これを受け、⁽⁶⁰⁾ 当時、国債の償却の問題もあって歳入の増加を必要としていた政府は、マディソン大統領のメッセージをもって工業保護の必要性を議会に訴えた。

1815年2月に議会におくられたマディソン大統領のメッセージでは、(i) 産業を個人の創意主導のもとに完全に委ねるという原則にも若干の例外のありうべきこと、(ii) 情勢は既に確立した産業にとっても極めて重大な段階に至っていること、などを指摘し、国家の防衛にとって必要な製品を

(56) 就中、第二次米英戦争の間、イギリスとの通商は禁止され、かつ輸入税はすべて倍額となった。cf. F. W. Taussig, op. cit., p. 16.

(57) U. Rabbeno, op. cit., pp. 153~154; Edward Stanwood, American Tariff Controversies in the Nineteenth Century, (2 Vols.) Houghton Mifflin & Co., 1903, Vol. I, p. 131.

(58) Perey Ashley, Modern Tariff History, John Murray, 1904, p. 152; E. Stanwood, op. cit., Vol. I, p. 131.

(59) U. Rabbeno, op. cit., p. 153; F. W. Taussig, op. cit., pp. 29~30.

(60) E. Stanwood, op. cit., Vol. I, p. 132.

(61) cf. Ibid., pp. 134~136.

生産し、市民の欲望を満し、かつ合衆国の農業生産物を原料としている製造業を救済することが訴えられた。⁽⁶²⁾ アメリカ産業の保護、イギリス資本主義の再生産構造からの自立、次の戦争の危急時に備える必要などを主要な根拠として湧きあがった議会内外からの保護政策を求める声に対して、⁽⁶³⁾ 時の財務長官ダラス (Alexander Dallas) は、製造業の発展によって合衆国の農業生産物のための国内市場を創出することの必要と、合衆国を外国市場の変動や外国政府の政策のもとに委ねておけない旨の主張を展開し、次のように製造業を三分類することによって、ハミルトン以来の保護主義の原則にもとづく関税法案を提出した。すなわち、第一のグループは、合衆国でその国内需要を満たすのに十分な量を産出できる品目の製造に関与するもので、それらの品目に対しては、禁止的関税を賦課することによって保護が与えられる。第二のグループは、それほど進歩はしていないが、適切に育成されれば合衆国全体に供給できるようになると思われる品目の製造に関与するもの。この種の品目に対しては、歳入と保護の両方を目的として比較的高率関税が賦課される。そして第三は、国内の製造業が僅かしか産出していないか、あるいは全く産出していない品目に関わるもので、それに対しては純粹に歳入を目的とした関税を賦課する。⁽⁶⁴⁾

財務長官ダラスの提出した法案は、以上のような原則にもとづくものであったが、ダラスが粗質の綿布及び羊毛工業を第二のグループに含めたことについて、議会では論争が起き、特に綿製品に対する課税をめぐって主要な論議が展開された。下院の歳入委員会 (the Committee of Ways and Means) は、綿製品及び羊毛製品に対して 25% の税率を賦課することを提案したが、この税率の可否と共に論議の対象となったのは最低評価額 (minimum valuation) 規定の適用の問題であった。最低評価額規定とは、「すべての綿布、あるいは綿を主要素材とする織物（中国から直接輸入される南京木綿は除いて）で、輸入される場所での原価格が平方ヤード当たり 25 セント以下の織物製品はすべて、25 セントの原価を要したものと推定され、それに従って関税を賦課される」というもので、力織機の発明者であるボストン・マニュファクチャリング会社 (Boston Manufacturing Company) のフランシス・C・ローウェル (Francis C. Locoell) ⁽⁶⁵⁾ によって提案されたものであった。

議会での論議の末に成立し、1816年4月27日に公布された関税法は、主として次のような内容

(62) Madison's Message to Congress, Dec., 1815, quoted from Statesman's Manual I, pp. 331~332, in G. S. Callender, Selections from the Economic History of the United States: 1765~1860, Reprints of Economic Classics, Augustus M. Kelley, 1965, p. 493; P. Ashley, op. cit., pp. 152~153; U. Rabbeno, op. cit., p. 154; E. Stanwood, op. cit., Vol. I, pp. 136~137.

(63) E. Stanwood, op. cit., Vol. I, p. 151; F. W. Taussig, op. cit., この時のカルフーンの立場については次を参照のこと。Richard Hofstadter, The American Political Tradition and The Men who made It, Vintage Book ed., 1957, 田口富久治 泉昌一訳「アメリカの政治的伝統—その形成者たち—」(全二冊) 岩波現代叢書, 1959年, 第I巻第4章。

(64) E. Stanwood, op. cit., Vol. I, p. 139.

(65) E. Stanwood, op. cit., Vol. I, pp. 140, 141; F. W. Taussig, op. cit., p. 30.

のものであった。すなわち、綿製品に対しては、上述の最低評価額の規定を適用し、25%の関税を3年間賦課し、以後は20%とする。羊毛製品については、最低評価額は定められなかったが、税率については綿製品と同様であった。また当時の重要産業の一つであった鉄工業については、鍛造棒鉄1ハンドレッド・ウェイトにつき45セント、圧延棒鉄1ハンドレッド・ウェイトにつき1.5ドルの関税を賦課し、これに従って鉄板、鉄管などの関税を定め、銑鉄には20%の従価税が課された。⁽⁶⁶⁾

かくして、第二次米英戦争後の国内産業の保護を求める声の高まった情勢の中で、最低評価額規定を含む1816年関税法が成立し、合衆国における保護政策への第一歩が踏み出されることになった。しかし保護政策が勢力的に展開されるのは、むしろそれ以後のことであり、就中1819年の恐慌を契機としてである。われわれは本稿において、そのような保護政策が展開される基礎的条件を探り、また各セクションがそのような条件に依拠しつつ示した基本的態度を概観することから始めて、1789年および1816年の関税法について吟味した。それらの時期はアメリカにおける産業革命の基礎が置かれた時期であるが、その本格的展開は19年恐慌以後のことである。従って、われわれは、かかる工業化の進展に伴う国内市場の拡大・深化の条件を探りつつ、それに側面的作用を与えた1824年以降の関税論争、就中、国内市場論の展開を検討しなければならない。これが次稿の課題である。

(66) F. W. Taussig, op. cit., pp. 30, 40, 50~51. 尚、綿糸にも最低関税が賦課された。(Ibid., p. 30) また帽子、家具調度品、製材、車輌、皮革及び皮革製品、紙、砂糖の諸品目についても保護政策がとられた。cf. E. L. Bogart, Economic History of the United States, Longmans, 1938, 細野武男訳「アメリカ経済史」生活社、昭和16年、222~223頁参照。